

○練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則

平成28年 5 月19日

教規則第17号

改正 平成30年 3 月23日教規則第 4 号

令和 5 年 6 月27日教規則第31号

(設置)

第1条 練馬区立小学校、中学校および幼稚園（以下「学校」という。）の適正規模および適正配置について検討するため、練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育長の諮問に応じて、つぎの事項を調査し、および検討し、教育長に答申する。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置の方針および計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校の適正規模および適正配置に関し、教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育振興部長の職にある者を充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員は、別表に掲げる者のうちから、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 5 前項に定めるもののほか、委員長は、特に必要と認めたときは、臨時の委員を置くことができる。

(令5教規則31・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の非公開)

第6条 検討委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第7条 検討委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第8条 委員長が必要と認めるときは、検討委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員、教育委員会事務局職員、学校長、幼稚園長、学識経験者および関係者の中から委員長が指名する者で組織する。

3 部会長は、部会に属する委員の中から互選により選任する。

4 部会は、部会長が招集し、主宰する。

5 部会長は、部会の経過または結果を検討委員会に報告する。

(意見の聴取等)

第9条 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の教育委員会事務局職員、学校長、幼稚園長、学識経験者および関係者に対し、意見の聴取、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教育振興部教育施策課長が処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年3月教規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和5年6月教規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

（平30教規則4・令5教規則31・一部改正）

学校関係者	小学校長（2人）、中学校長（2人）、幼稚園長（1人）
学識経験者	教育に関する識見を有する者（1人）
教育委員会関係者	教育振興部長、教育振興部教育総務課長、教育振興部教育施策課長、教育振興部学務課長、教育振興部学校施設課長、教育振興部教育指導課長
PTA関係者	練馬区小学校PTA連合協議会および練馬区立中学校PTA連合協議会の代表者（各1人）